別紙様式第十七号（第百八十八条第二号関係）（平20内府令79・平21内府令78・平24内府令４・平26内府令11・平28内府令72・平27内府令38・平29内府令６・令元内府令14・令２内府令35・令２内府令75・一部改正）

（日本産業規格Ａ４）

業務又は財産の状況に関する報告書

（　　年　　月）

年　　月　　日

登録金融機関名

所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

法第33条の３第１項の登録申請書又は法第33条の６第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

１　登録金融機関業務の状況

月中における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

⑴　有価証券の売買の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

（単位：百万円）

区　　分		委　　託	自　　己	計
債券	国債証券			
	地方債証券			
	特殊債券			
	社債券			
	計			
受益証券				
	うち上場証券投資信託			
その他	コマーシャル・ペーパー			
	その他			
	計			

（注意事項）

1　有価証券の売買金額（デリバティブ取引に該当するもの及び法第２条第８項第８号に掲げる行為（当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。）に係るものを除く。）を約定基準により記載すること。

2　「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（法第２条第１項第３号に掲げる有価証券で政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに株式会社商工組合中央金庫法第33条に規定する商工債、信用金庫法第54条の４第１項に規定する短期債及び農林中央金庫法第62条の２第１項に規定する短期農林債に限る。）及び社債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第66条第１号に規定する短期社債及びこれに類するものとして令第15条の17第１項に規定するものに限る。）に係るものを、「受益証券」の欄には法第２条第１項第10号に規定する投資信託の受益証券に係るものを、「コマーシャル・ペーパー」の欄には同項第15号に掲げる有価証券に係るもの（発行の日から償還の日までの期間が１年未満のものに限る。）を記載し、同項第17号に掲げる有価証券のうち令第15条の17第３項に規定するものに係るものはこれらに準じて記載すること（(5)において同じ。）。

3　「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第２号に掲げる証券投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

（１―２）　電子記録移転有価証券表示権利等に係る売買の状況

（単位：百万円）

区　　分		委　　託	自　　己	計
債券	国債証券			
	地方債証券			
	特殊債券			
	社債券			
	計			
受益証券				
	うち上場証券投資信託			
その他	電子記録移転権利			
	その他			
	計			

（注意事項）

1　有価証券の売買金額（デリバティブ取引に該当するもの及び法第２条第８項第８号に掲げる行為（当該行為に係る有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行うものに限る。）に係るものを除く。）を約定基準により記載すること。

2　「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（法第２条第１項第３号に掲げる有価証券で政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに株式会社商工組合中央金庫法第33条に規定する商工債、信用金庫法第54条の４第１項に規定する短期債及び農林中央金庫法第62条の２第１項に規定する短期農林債に限る。）及び社債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第66条第１号に規定する短期社債及びこれに類するものとして令第15条の17第１項に規定するものに限る。）に係るものを、「受益証券」の欄には法第２条第１項第10号に規定する投資信託の受益証券に係るものを、「電子記録移転権利」の欄には法第２条第３項に規定する電子記録移転権利に係るものを記載し、同条第１項第17号に掲げる有価証券のうち令第15条の17第３項に規定するものに係るものはこれらに準じて記載すること（（５－２）において同じ。）。

3　「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第２号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

⑵　有価証券に関連する市場デリバティブ取引の状況　　（単位：百万円）

区　　分	取引の種類	委　　託	自　　己	計
債券に係る取引	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
その他	先物取引			
	オプション取引			
	その他			

（注意事項）

1　市場デリバティブ取引の状況について、原資産となる有価証券の区分及び取引の種類ごとに記載すること。

2　「取引の種類」の「先物取引」の欄には、法第28条第８項第３号イ及び

ロに掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には、同号ハに掲げる取引に係る取引契約金額を、「その他」の欄には、同号ニ及びホに掲げる取引に係る取引契約金額をそれぞれ想定元本ベースで記載すること。

（２―２） 電子記録移転有価証券表示権利等に関連する市場デリバティブ取引の状況

（単位：百万円）

取引の種類	委託	自己	計

（注意事項）

市場デリバティブの状況について、金融商品又は金融指標別に取引の類型（先物取引、オプション取引等）ごとに区分のうえ、取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること。

⑶ 店頭デリバティブ取引等の状況

① 電子取引基盤運営業務に係る特定店頭デリバティブ取引等の状況

（単位：百万円）

取引の種類	媒介等	自己	計

（注意事項）

１ 電子取引基盤運営業務に係る特定店頭デリバティブ取引等の状況について、金融商品又は金融指標別に取引の類型（先渡取引、オプション取引等）ごとに区分のうえ、取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること。

２ 「媒介等」の欄には、媒介、取次ぎ及び代理に係るものを記載すること。

３ 外貨建ての取引の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

② 店頭デリバティブ取引等の状況（①に係るものを除く。）

（単位：百万円）

取引の種類	媒介等	自己	計

（注意事項）

1　店頭デリバティブ取引等の状況（①に係るものを除く。）について、金融商品又は金融指標別に取引の類型（先渡取引、オプション取引等）ごとに区分のうえ、取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること。

2　「媒介等」の欄には、媒介、取次ぎ及び代理に係るものを記載すること。

3　外貨建ての取引の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

（３―２）　電子記録移転有価証券表示権利等に関連する店頭デリバティブ取引等の状況

①　電子記録移転有価証券表示権利等に関連する電子取引基盤運営業務に係る特定店頭デリバティブ取引等の状況　（単位：百万円）

取引の種類	媒介等	自己	計

（注意事項）

⑶①の注意事項に準じて記載すること。

②　電子記録移転有価証券表示権利等に関連する店頭デリバティブ取引等の状況（①に係るものを除く。）　（単位：百万円）

取引の種類	媒介等	自己	計

（注意事項）

⑶②の注意事項に準じて記載すること。

⑷　有価証券に関連する外国市場デリバティブ取引の状況　（単位：百万円）

区　　分	取引の種類	委　　託	自　　己	計
債券に係る取引	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
その他	先物取引			
	オプション取引			
	その他			

（注意事項）

1　外国市場デリバティブ取引の状況について、原資産となる有価証券の区分及び取引の種類ごとに記載すること。

2　「取引の種類」の「先物取引」の欄には、外国金融商品市場において行う取引であって（以下、「オプション取引」の欄及び「その他」の欄において同じ。）、法第28条第８項第３号イ及びロに掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には、同号ハに掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を、「その他」の欄には、同号ニ及びホに掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額をそれぞれ想定元本ベースで記載すること。

3　外貨建ての取引の場合は、月末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

（４－２）　電子記録移転有価証券表示権利等に関連する外国市場デリバティブ取引の状況　（単位：百万円）

取 引 の 種 類	委　　託	自　　己	計

（注意事項）

外国市場デリバティブの状況について、金融商品又は金融指標別に取引の類型（先物取引、オプション取引等）ごとに区分のうえ、取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること。

(5)　有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

（単位：百万円）

区　　分		引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高
債券	国債証券							
	地方債証券							
	特殊債券							
	社債券							
	計							
受益証券								
その他								

（注意事項）

1　「引受高」の欄には、引受責任を有するもの（残額引受けの場合には、有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る部分を含む。）を記載すること。

2　「売出高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の総額」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）又は特定投資家向け売付け勧誘等を行った場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）のものを記載すること。

3　「募集の取扱高」、「売出しの取扱高」、「私募の取扱高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高」の欄には、有価証券の募集、売出し若しくは私募又は特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高及び残額引受けの場合の有価証券の募集、売出し若しくは私募又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高を記載すること。

（5－2）　電子記録移転有価証券表示権利等の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに電子記録移転有価証券表示権利等の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

（単位：百万円）

		引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高
債券	国債証券							
	地方債証券							
	特殊債券							
	社債券							
	計							
受益証券								
その他	電子記録移転権利							
	その他							

（注意事項）

⑸の注意事項に準じて記載すること。

⑹　登録金融機関業務に係る受入手数料の状況　（単位：百万円）

区　　分	国債証券等	受益証券	そ の 他	計
委託手数料				
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料				
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料				
その他の受入手数料				
計				

（注意事項）

1　登録金融機関業務（⑴から⑸までの業務の状況に係るものに限る。）に係る受入手数料について約定基準により記載すること。

2　「国債証券等」の欄には、法第33条第２項第１号の業務（「国債証券」

及び「地方債証券」に係る業務に限る。）に係る手数料を、「受益証券」の欄には同項第２号の業務に係る手数料を記載すること。

⑺　商品有価証券売買等損益　　（単位：百万円）

区　　分	売買損益	評価損益	計
国債証券等損益			
短期有価証券損益			
その他の商品有価証券損益			
計			

２　商品有価証券の内訳

表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

（単位：百万円）

証券の種類	貸借対照表計上額
計	

（注意事項）

１　商品有価証券勘定に属するものについて、法第２条第１項各号に掲げる有価証券及び同条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利の種類ごとに記載すること。

２　特定取引勘定を設置していない登録金融機関は、「貸借対照表計上額」の欄に月末の最終時価評価額を記載すること。

３　金融商品仲介業務の状況

月中における金融商品仲介業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

⑴　金融商品仲介業務に係る口座の状況

委託金融商品取引業者名	口座数	うち媒介等を行った口座数
①		
②		

（注意事項）

1　「口座数」の欄には、月末時点における金融商品仲介業務に係る委託金融商品取引業者の口座数を記載すること。

2　「うち媒介等を行った口座数」の欄には、月中に登録金融機関が金融商品取引業者から委託を受けて法第33条第２項第３号に掲げる有価証券について行う同号ハ及び同項第４号に掲げる有価証券について行う同号ロに掲げる行為（⑵において「媒介等」という。）に係る取引の申込みを行った顧客の口座数を、約定に至ったか否かにかかわらず記載すること。

⑵　媒介等手数料等の状況　　（単位：千円）

委託金融商品取引業者名	媒介等手数料	その他受入手数料	計
①			
②			

（注意事項）

「媒介等手数料」の欄には、月中に委託金融商品取引業者から得た金融商品仲介業務に係る手数料のうち、媒介等に係る手数料の金額を記載すること。また、「その他受入手数料」の欄には、月中に委託金融商品取引業者から得た金融商品仲介業務に係る手数料のうち、媒介手数料以外の手数料の金額を記載すること。なお、両者の区分が困難である場合は、その旨を欄外に明記した上で、「媒介等手数料」の欄に一括して記載すること。

4　みなし有価証券の売買等の状況

法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する（電子募集取扱業務に係るもの及び電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）。

①　みなし有価証券の売買又は売買の媒介等の状況　　（単位：百万円）

区　　分	媒　介　等	自　　己	計
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）

	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）

（注意事項）

1　みなし有価証券の売買金額を約定基準により記載すること。「媒介等」の欄には、媒介、取次ぎ又は代理に係るものを記載すること。

2　みなし有価証券を該当する条文ごとに集計すること。また、売買金額上位３位の銘柄については、欄外に注記すること。

3　外国のみなし有価証券（日本国若しくは地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第５号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第１号に規定する本邦をいう。）において発行するみなし有価証券以外のみなし有価証券をいう。）に係るものは、上段に内書（括弧書）として記載すること。

②　みなし有価証券の売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの状況

（単位：百万円）

区　　分	売出高	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

（注意事項）

1　みなし有価証券を該当する条文ごとに額面金額を集計し記載すること。

2　「売出高」の欄には、自己が保有している有価証券を売り出した場合のものを記載すること。

3　「募集の取扱高」、「売出しの取扱高」及び「私募の取扱高」の欄には、募集、売出し又は私募に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高を記載すること。

5　電子募集取扱業務におけるみなし有価証券の募集、売出し又は私募の取扱いの状況

法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する（電子募集取扱業務に係るものに限り、電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）。

（単位：百万円）

	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）

（注意事項）

4②の注意事項に準じて記載すること。

6　電子記録移転権利から除かれた権利の売買等の状況

法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（令

第１条の12第２号に規定する権利に限る。）について記載する。

①　電子記録移転権利から除かれた権利の売買又は売買の媒介等の状況

（単位：百万円）

	媒介等	自己	計
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）

（注意事項）

４①の注意事項に準じて記載すること。

②　電子記録移転権利から除かれた権利の売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの状況

（単位：百万円）

	売出高	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

（注意事項）

4②の注意事項に準じて記載すること。

7　顧客分別金信託状況表

報告計数の単位は、各表の指示に従うこと。なお、表示単位未満の端数については、特に指定がある場合を除き切り捨てること。

（単位：百万円）

月／日	顧客分別金必要額	顧客分別金信託額	差替計算基準日（月／日）	差替計算基準日における顧客分別金必要額	差額	不足理由
／1			／			
／2			／			
／3			／			
／4			／			
／5			／			
／6			／			
／7			／			
／8			／			
／9			／			
／10			／			
／11			／			
／12			／			
／13			／			
／14			／			
／15			／			
／16			／			

／17			／			
／18			／			
／19			／			
／20			／			
／21			／			
／22			／			
／23			／			
／24			／			
／25			／			
／26			／			
／27			／			
／28			／			
／29			／			
／30			／			
／31			／			

（注意事項）

1　顧客分別金必要額

顧客分別金必要額（第141条第１項第６号に規定する顧客分別金必要額をいう。以下この注意事項において同じ。）を各営業日ごとに記載すること。

2　顧客分別金信託額

顧客分別金信託に係る信託財産の額（以下この注意事項において「顧客分別金信託額」という。）を各営業日ごとに記載すること。

3　差替計算基準日

顧客分別金信託額の算出根拠となった日を記載すること。

4　差替計算基準日における顧客分別金必要額

差替計算基準日における顧客分別金必要額を記載すること。

5　差額

上記２と４の差額を記入すること。

6　不足理由

信託額差替日において、差額計算基準日における顧客分別金必要額に対し

顧客分別金信託額が不足している場合及び顧客分別金信託契約（第141条第１項第１号に規定する顧客分別金信託契約）を解約又は一部解約した場合には、その理由を記載すること。

７　その他

顧客からの預り金その他これに準ずるものを預金として取り扱っている登録金融機関においては報告の必要はないものとする。

８　商品顧客区分管理信託状況表

報告計数の単位は、各表の指示に従うこと。なお、表示単位未満の端数については、特に指定がある場合を除き切り捨てること。

（単位：百万円）

月／日	商品顧客区分管理必要額	商品顧客区分管理信託額	差替計算基準日（月／日）	差替計算基準日における商品顧客区分管理必要額	差額	不足理由
／1			／			
／2			／			
／3			／			
／4			／			
／5			／			
／6			／			
／7			／			
／8			／			
／9			／			
／10			／			
／11			／			
／12			／			
／13			／			
／14			／			
／15			／			
／16			／			

／17			／			
／18			／			
／19			／			
／20			／			
／21			／			
／22			／			
／23			／			
／24			／			
／25			／			
／26			／			
／27			／			
／28			／			
／29			／			
／30			／			
／31			／			

（注意事項）

1　商品顧客区分管理必要額

商品顧客区分管理必要額（第142条の５第１項第６号に規定する商品顧客区分管理必要額をいう。以下この注意事項において同じ。）を各営業日ごとに記載すること。

2　商品顧客区分管理信託額

商品顧客区分管理信託に係る信託財産の額（以下この注意事項において「商品顧客区分管理信託額」という。）を各営業日ごとに記載すること。

3　差替計算基準日

商品顧客区分管理信託額の算出根拠となった日を記載すること。

4　差替計算基準日における商品顧客区分管理必要額

差替計算基準日における商品顧客区分管理必要額を記載すること。

5　差額

上記２と４の差額を記入すること。

6　不足理由

信託額差替日において、差額計算基準日における商品顧客区分管理必要額に対し商品顧客区分管理信託額が不足している場合及び商品顧客区分管理信託契約（第142条の５第１項第１号に規定する商品顧客区分管理信託契約をいう。）を解約又は一部解約した場合には、その理由を記載すること。

7　その他

顧客からの預り金その他これに準ずるものを預金として取り扱っている登録金融機関においては報告の必要はないものとする。